

※一部抜粋

尼崎市 障害者計画・障害福祉計画 【施策推進編】



この冊子は、『尼崎市障害者計画（第4期）：令和3（2021）年度から6年間』と『尼崎市障害福祉計画（第6期）：令和3（2021）年度から3年間』に掲げている目標や施策、それらの考え方等について、行政だけでなく、障害のある人やそのご家族、地域で支援に携わる人等と、より具体的な内容について共通の認識を図るためにまとめたものです。

今後、この内容を基に「P D C Aサイクル」の手法を用いながら、両計画の推進を図っていきます。

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 他計画との関連.....	3
4 計画期間.....	4
5 計画の策定体制.....	4
第2章 計画の基本的な考え方	6
1 障害の概念.....	6
2 基本理念.....	7
3 本計画における重点課題.....	9
第3章 障害者施策の推進（障害者計画）	13
基本施策1 保健・医療.....	13
基本施策2 福祉サービス、相談支援.....	19
基本施策3 療育・教育.....	24
基本施策4 雇用・就労.....	31
基本施策5 生活環境、移動・交通.....	35
基本施策6 生涯学習活動.....	39
基本施策7 安全・安心.....	43
基本施策8 権利擁護、啓発・差別の解消.....	48
基本施策9 情報・コミュニケーション、行政等における配慮.....	53
第4章 障害福祉計画	58
1 障害福祉計画について.....	58
2 サービス提供における基本的な考え方.....	60
3 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標.....	62
4 障害福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策.....	74
5 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策.....	89
6 適切なサービス提供のための方策.....	100

第5章 計画の推進に向けて	102
1 計画の推進体制.....	102
2 財源の確保.....	102
3 計画の評価・検討.....	103
資料編	106
1 障害者手帳所持者数.....	106
2 難病患者の状況.....	113
3 障害のある人にかかる現状.....	114
4 関係条例等.....	115
5 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会委員名簿.....	130
(参考) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス内容の説明	132

第4章 障害福祉計画

1 障害福祉計画について

(1) 計画の概要

本計画は、本市における今後の必要な障害福祉サービス等を計画的に提供できるよう、令和元年度に示された第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る国の基本指針（以下「第6期国指針」という。）や第5期計画における実績等を勘案して、令和5年度までの目標設定のほか、障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援、地域生活支援事業の必要見込量や確保のための方策等を定めるものです。

(2) 計画策定に向けて踏まえるべき制度内容

第6期国指針における主な改正内容については、まずその基本的理念として、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続できるような体制の確保や地域の実態等を踏まえた包括的な支援体制の構築、障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保、障害のある人の社会参加の促進等が新たな事項として盛り込まれています。

また、障害福祉サービスや相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方については、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人への支援体制の充実、アルコールや薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進等が掲げられています。

さらに障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方については、児童発達支援センターにおける地域支援機能の強化等により、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することの重要性や、保育・保健医療・教育等の関係機関との連携、重症心身障害児や医療的ケア児など特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備等が掲げられています。

これら第6期国指針に規定された、本計画を策定するにあたって踏まえるべき主な制度内容を、次に示します。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る国の基本指針

【基本的理念】

- (1) 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保
- (7) 障害のある人の社会参加を支える取組

【障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方】

- ① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ② 希望する障害のある人等への日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人に対する支援体制の充実
- ⑥ 依存症対策の推進

【相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方】

- ① 相談支援体制の構築
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③ 発達障害のある人等に対する支援
- ④ 協議会の設置等

【障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方】

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容の推進
- ④ 特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

2 サービス提供における基本的な考え方

(1) 障害福祉サービス及び障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

本市ではこれまで障害福祉計画の策定にあたり、「①希望する人に日中活動系サービスを確保すること」、「②グループホーム等の充実を図り、入所施設等から地域生活への移行を推進すること」、「③福祉施設から一般就労への移行を推進すること」、「④住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること」、「⑤障害のある子どもに係る支援の提供体制を整備すること」に配慮して目標等を設定するとしていました。

本計画においても、基本的にはこの考え方を踏襲するとともに、新たに、「⑥障害福祉サービス等の質を向上させること」にも配慮した目標等を設定し、以下のような点に留意して取り組んでいきます。

障害のある人が、生活の場や生活のしかたを自ら決定し、障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として当たり前で暮らしていけるよう、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要な社会資源の開発やサービス提供体制の確保を図る必要があります。そのためには、入院・入所からの地域生活への移行や親元からの自立等に対する支援だけでなく、現に地域で生活している人が、引き続き、必要な支援を受けながら自らの望む地域生活を営むことができるといった視点も必要となります。

また、障害のある子どもへの適切かつ必要な支援にあたっては、本人の意思の尊重や保護者の理解が不可欠となるため、福祉のみならず、保健・医療・保育・教育等との連携や協力、情報共有の体制を構築し、成長過程に応じた一貫した支援に取り組んでいく必要があります。特に、重度の障害や医療的ケアの必要がある子どもについては、身近な地域で適切な支援を受けられるよう、「基幹相談支援センター」が中心となり、「児童発達支援センター」やサービス事業所、地域の医療機関等と緊密な連携を図るなど、重層的な支援体制を構築することが課題となります。

さらに、高齢の障害のある人へのサービス提供に向けては、引き続き、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、高齢者施策の担当課とも一層の連携を図りながら、その対応に努めていきます。

これらサービス提供体制の確保・構築に向けては、本市財政が非常に厳しい状況にある中では、国や県の補助制度等によるところが大きくなりますが、様々な障害特性や複合的な課題等に対応できる専門性の確保やサービスの質の向上など、現行体制における支援力や機能の向上にあたっては、地域における支援状況や課題等の把握・共有を進めながら、市単独での施策も検討していく必要があります。なお、こうした施策の見直しや新たな制度の実施にあたっては、障害のある人や関係団体等の参画の下、十分な検討を行っていきます。

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害のある人が自らの望む地域生活を営むためには、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、様々なニーズにも対応できる相談支援体制の構築が必要となります。

介護の必要性が少ない人であっても、日常生活において助言や支援が必要な人は少なくありません。また、障害のある人だけではなく家族等への支援が必要なケースもあります。

さらに、複数の専門機関や事業者が連携して支援を行う場合や、長期にわたって、支援の体制や支援計画を見直していく必要があるケースへの対応など、相談支援事業者の果たす役割は非常に大きいため、地域課題の共有や地域の支援機関等とのネットワークの強化は不可欠なものとなります。

そのため、自立支援協議会においては、本市の相談支援体制の中心的役割を担う委託相談支援事業者が事務局を担うとともに、委員としても参画することで、障害のある人に関する社会資源の情報やその支援体制に関する課題等の共有を図るほか、必要な協議を行っています。現在は、協議会全体の運営を協議・調整する運営会議をはじめ、「くらし」・「しごと」・「こども」・「ガイドライン」の4つのテーマの部会を設置しています。また、本市の「相談支援」・「就労支援」・「地域生活支援」の中核機関が事務局を担い、指定事業所のネットワーク会議等を定期的を開催することで、情報共有や連携強化を図っており、こうした活動の継続的な実施に取り組んでいきます。

本市の喫緊の課題である計画相談支援（サービス等利用計画等の作成）の一層の推進に向けては、「基幹相談支援センター」が中心となり、連絡・研修会を定期的を開催するほか、個別の相談対応も行うことで、地域の相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組んでいます。また、地域移行・地域定着支援の推進に向けては、地域全体で支えるサービス提供体制となる「地域生活支援拠点」の居住支援機能を活用して、障害のある人の地域生活を支援していますが、今後は、当該拠点が持つ支援機能を円滑かつ効果的に進めていくとともに、精神障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要な支援が一体的に提供される「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、当事者をはじめ、保健や医療、福祉等の関係者、地域の関係機関との協議や連携を進めていきます。

3 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標設定

第5期計画における状況

第5期計画において、施設入所者のうち令和2年度末までにグループホームなど地域生活へ移行する者の目標値については、当時の実績等も勘案して、平成28年度末時点の施設入所者の3.3%にあたる13人を見込んでいました。

その後も地域移行への受け皿となるグループホーム等の整備を進めてきており、実績としては、17人の移行となっています。

また、施設入所者の削減数の目標値については、「地域移行支援」や「地域定着支援」等の相談支援事業や本市の地域生活支援拠点の機能を活用していくことで、平成28年度末時点の施設入所者の1.5%にあたる6人の削減を見込んでいました。

在宅でサービスを利用している地域生活を維持することが困難になった人など、すぐに新たな入所希望者がいる状況が続いていますが、毎年度、一定人数の施設退所者も出ており、実績としては8人の削減となっています。

項目	目標値	実績値
平成28年度末時点の施設入所者数		397人
令和2年度末における地域移行者数	13人	17人
	3.3%	4.3%
令和2年度末における施設入所者数の削減数	6人	8人
	1.5%	2.0%

※ 令和2年度の実績値については、令和2年11月現在の見込みとなります。(以下の表中も同様)

第6期計画における目標設定

第6期国指針においては、『令和5年度末時点における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、また、施設入所者数の1.6%以上削減することを基本とする。さらに、第5期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を加えて設定する。』とされています。

今後は、地域移行が比較的困難な人への対応が増加してくることが予想されるため、地域生活への移行者数については、これまでの実績等を勘案して第6期国指針に定める目標値の7割程度にあたる17人を目標として設定することとしますが、引き続き、地域移行への受け皿となるグループホーム等の整備や地域移行を支援する指定一般相談支援事業所や指定自立生活援助事業所の確保に取り組むほか、本市の地域生活支援拠点の機能を活用していく必要があります。

また、障害のある人やその家族の高齢化によって地域生活の継続が困難になることや、家族分離を図る必要がある場合など、入所施設の利用を必要とする人が絶えないことが要因として考えられることから、本市では、在宅でサービスを利用していても地域生活を維持することが困難になった人など、新たな入所希望者がいる状況が続いています。なお、そのような中であっても、毎年度、一定人数の施設退所者が出ていることから、削減実績は第5期計画に定める目標値を達成しています。そのため、施設入所者の削減数については、引き続き、地域移行を支援する指定一般相談支援事業所や指定自立生活援助事業所の確保に取り組むほか、本市の地域生活支援拠点の機能を活用していくことで、第6期国指針に定めるとおり、7人以上を目標として設定します。

項目	数値等	考え方
令和元年度末時点の施設入所者（A）	390人	
【目標】 令和5年度末における施設入所から地域生活への移行者数	17人以上 4.4%	国指針が定める目標値の7割で設定する。
令和5年度末時点の施設入所者	383人以下	(A) - (B)
【目標】 令和5年度末における施設入所者の削減数（B）	7人以上 1.6%	国指針が定める目標値どおり設定する。

4 障害福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策

(1) 訪問系サービス

(必要量の見込み)

訪問系サービスについては、近年の利用実績の推移をみると、「居宅介護」と「重度訪問介護」をあわせた在宅支援は、ほぼ横ばいで推移しています。また、「同行援護」はやや減少傾向にありますが、「行動援護」は、移動支援事業の運用変更（平成 29 年 10 月開始）以降、やや増加傾向にあり、全体としては、市内や隣接する市にある事業所等で一定のサービス供給量が確保されている状況にあるため、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込むこととします。

(確保の方策)

本市においては、「居宅介護」など在宅支援の事業所は一定確保されていますが、「行動援護」など外出支援の事業所が不足しています。そのため、移動支援事業を利用する重度の障害のある人について、「行動援護」等への移行を進めていくとともに、訪問系サービス全体については、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、事業所の設置につなげていきます。

また、「基幹相談支援センター」が中心となり、相談支援事業所の人材育成や連携強化、障害福祉サービス等ガイドラインに即したサービス等利用計画の作成を推進することで、訪問系サービスの適切な支給決定に努めていくとともに、訪問系サービス事業所の実地調査等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組んでいきます。

□ 第5期計画における利用（実施）状況

種 類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 (重度障害者等包括支援)	実績値	49,736 時間/月	50,028 時間/月	49,181 時間/月
	計画値	51,046 時間/月	52,362 時間/月	53,730 時間/月

※令和2年度の実績値については、令和2年11月現在の見込みとなります。(以下の表中も同様)

■ 第6期計画における見込量

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 (重度障害者等包括支援)		49,893 時間/月	49,828 時間/月	49,837 時間/月
		1,713 人/月	1,734 人/月	1,757 人/月

5 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

(必要量の見込み)

「理解促進研修・啓発事業」については、障害や障害のある人に対する理解を深めていくため、本市では、市民等が障害のある人と実際に交流するイベントとして「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）」を毎年開催しており、第6期計画の期間中も継続的に実施するよう必要量を見込みます。

(確保の方策)

「市民福祉のつどい」については、平成29年度から民間団体への委託の下、従前の当事者団体を中心とした実行委員会や市民との協働により、「ミーツ・ザ・福祉」としてイベントの活性化を図っています。引き続き、効果的な周知・啓発を行うことで、参加者数の増加につなげていくとともに、このイベントを契機として、新たな交流やさらなる付加価値を生み出していけるよう、参画メンバー等との協働に取り組んでいきます。

□ 第5期計画における利用（実施）状況

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

■ 第6期計画における見込量

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

6 適切なサービス提供のための方策

(1) サービス給付の適正化に向けた取組

障害のある人の在宅生活を直接的に支援する訪問サービス（居宅介護、重度訪問介護、移動支援事業など）については、担い手となるサービス提供事業者が市内に一定確保されていることから、第5期計画期間中の支給実績は高い水準で維持できている状況です。利用者に対してサービスが行き届くことは、安心・安定した日常生活への支援に寄与しているといえますが、その一方で、利用者への適切なサービス提供の確保や請求明細書の誤り件数の増加への対応等が課題となっています。

そのため、本市では自立支援協議会において協議を重ね、障害福祉サービスと移動支援事業等の支給決定基準（ガイドライン）を作成・運用し、基準に即した支給決定によって、利用者の心身の状況や必要なサービス等に応じた適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいます。

引き続き、これらガイドラインについて、利用者や事業所への周知とあわせ、それぞれのサービスの利用状況等にも注視しながら、着実な運用に取り組めます。また、今後は事業所の指導監査や請求審査の結果等を共有できる体制を構築し、障害福祉サービス等の質の向上を図っていきます。

(2) 非常事態発生時におけるサービス継続に向けた取組

障害のある人やその家族等の生活を支えるために必要な障害福祉サービス等については、地震・風水害等の災害時や新型インフルエンザ等の感染症の流行・蔓延時など、非常事態が発生した時であっても、利用者に対して必要なサービスを継続的に提供することが重要です。

そのため、本市ではこれまでも国の災害関連通知に基づきながら、非常事態発生時には、サービス事業所等が定員を超過して利用者を受け入れた場合や人員配置・施設設備の基準を満たさない場合のサービス提供・継続を認めるなど、柔軟な対応とその周知に取り組むほか、人工呼吸器等を使用する重度の障害のある人や医療的ケア児へ個別に連絡して、生活の維持に必要な支援等を聞き取り、適宜その対応にあたっています。

また、今般の「新型コロナウイルス感染症」の流行による影響下においては、これらの対応に取り組むことに加え、サービス提供に対する影響をできる限り小さくすることが重要となるため、国の関連通知に基づきながら、利用者の居宅への訪問による代替サービスの提供など臨時的な取扱いを認めるほか、国の緊急経済対策関係の予算を活用して、サービス事業所等における衛生用品の確保や事業運営の継続に必要な各種経費を助成するなど、サービス継続に向けた様々な取組や事業を実施しています。

今後も、このような非常事態発生時においては、国や兵庫県との連携の下、柔軟かつ迅速な対応に努めるとともに、地域のサービス事業所等とも協力しながら、サービス継続に必要な体制の維持・確保に取り組んでいきます。